

第1号様式（第6条第1項関係）

年 月 日

東大和市長 殿

申請者 氏名又は名称
郵便番号
住所又は所在地
電話番号
(店舗のリフォームをする者のみ以下を記入)
店舗名
営業の種類
所在地

平成29年度東大和市住宅・店舗リフォーム資金補助金交付申請書

下記の事業について、補助金の交付を受けたいので申請します。

記

区 分	住 宅 ・ 店 舗
リフォームの 目的及び内容	
工事の期間	年 月 日～ 年 月 日
工事見積額 (消費税及び地方 消費税を除く)	円
補助対象経費 (A)	円
交付申請額	(A) × 0.05 と 10万円のいずれか小さい金額 円
備 考 欄	

※注意事項

- 1 この申請書は、次に掲げる書類を添えて提出してください。
 - (1) 見積書の写し（工事内容が分かるもの）
 - (2) リフォームをしようとする箇所の写真
 - (3) 住宅又は店舗の所有者であることを証する書類（登記簿謄本、固定資産税の納税証明書等）。ただし店舗の賃借者は賃借の事実を証する契約書等。
 - (4) 市・都民税及び固定資産税の納税証明書（店舗の賃借者は市・都民税の納税証明書）又は納税状況確認承諾書（第2号様式）
 - (5) （法人の場合）登記事項証明書
 - (6) （店舗の賃借者）家屋所有者のリフォーム承諾書
 - (7) 増改築工事をしようとする場合にあっては、建築確認済証の写し（建築確認済証を要さない増改築工事にあつては、当該増改築工事に係る建築図面の写し）
 - (8) 他制度未利用確認書（第3号様式）
- 2 補助金の対象となるリフォームとは、市内の既存の住宅又は店舗の機能の維持又は向上のために行う増改築工事（建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令等に違反していない増改築工事に限る。）、修繕及び模様替え並びに外壁塗装工事であつて、市内建設事業者が施工する次の表に掲げる工事をいいます。

区 分	内 容
増 改 築 工 事	1 住宅又は店舗の本体の一部を取り壊し、建築する工事（住宅又は店舗部分の床面積を増加させる工事を含む。） 2 前項の工事に付随する設備、工作物、装置に類する物の導入又は交換工事
修繕及び模様替え	1 住宅又は店舗の本体の修繕 2 住宅又は店舗の本体の模様替え 3 前2項の修繕及び模様替えに付随する設備等の導入又は交換工事
外 壁 塗 装 工 事	住宅又は店舗の本体の外壁塗装工事（仕上材の張替えを含む。）

※設備、備品の単独工事及び外溝、外柵工事等は補助対象工事ではありません。

- 3 補助対象経費とは、次に掲げる要件に該当するリフォームに要した費用をいいます。
 - (1) 費用（消費税及び地方消費税を除く。）が15万円以上のものであること。
 - (2) 平成29年4月1日以後に着工し、平成30年3月31日までに完了するものであること。
- 4 賃借者の場合は、備考欄に賃貸の事実関係を記入すること。
- 5 リフォーム工事後に居住する場合は居住予定日（1ヶ月以内）を記入すること。